

平成 21 年（行ウ）第 153 号 政策調整義務付け請求事件

原告 竺原 光江

被告 国

準備書面（２）

2009 年 12 月 17 日

東京地方裁判所民事第 2 部 B 係御中

原告 竺原 光江

１．公正取引委員会の職務について

独禁法の目的は、被告が第 1 準備書面でも記しているように、「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的」としている。これは、被告も原告も共に理解するところである。いわゆる独禁法は、弱い立場の消費者を守るために存在し、経済の健全さを見守る法律であると言える。第 40 条については、被告は、「同法 40 条及び 45 条から政策調整義務を認めることができない」としているが、しかし、政策調整義務ははっきりと認められる。それは「公務所」が、「調査のための強制権限」の項目に含まれることから読み取れる。仮に、事業者のみが対象ならば、「公務所」という言葉は入れる必要がない。確かに、直接的には「政策調整」という言葉は記されていないため、わかりづらいが、「公務所」が対象であるなら、後々やることは「政策調整」しか考えられない。また、「調査のための強制権限」であるのだから、公正取引委員会がやるべきことの象徴である。例えば、救急車が、赤信号でも交差点を強制的に渡れるのは、他の車を止めさせてでも救命に行かなければならないからである。また、刑事が、捜査令状を持って家宅捜査できるのは、捜査が刑事のやるべきことだからである。同様に、公正取引委員会が「公務所」に対して、出頭命令が強制的に出せるのは、「調査」が最も重要なやるべきことだからである。よって、「調査」が成されなければ、「行政庁の不作为」が成立する。また、一言付け加えると、職員には、政策調整義務が読み取れていないようなので、第 40 条とは別の項目で、「政策調整を行わなければならない」という法律を加えた方が良い。法律が未完成だと、このような訴訟に発展することとなり、結果的に、お互いに仕事が妨げられることになる。また、「政策調整」に対して、注目すべきことがあるが、そもそも政策調整の

重要性については、公正取引委員会は、平成6年から認識していた。甲第3号証の1頁目で記しているが、公正取引委員会は、自らのホームページで「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」というガイドラインを載せている。その中で、「行政指導については、従来、個々の事案ごとに事前に関係行政機関と調整を図り、問題点を指摘し、改善等を要望してきたところである」と示している。もし、それが本当にしてきたことであれば、何故、原告の申請を無視するのか、疑問が残る。しかも、「行政指導と独占禁止法との関係についての基本的な考え方」の段には、「法令に具体的な規定がない行政指導の場合、行政機関は、当該行政指導の中には、その目的、内容、方法等によっては、公正かつ自由な競争を制限し、又は阻害するとともに、独占禁止法違反行為を誘発する場合さえあることに、十分留意する必要がある」とも示している。「法令の具体的な規定がない」場合は、「目的や内容、方法等」を重視してきたわけである。それにも拘わらず、「政策調整」を行っていないのだから、原告からすれば、このガイドラインは、過大広告のようなものである。前回の原告と公正取引委員会の職員の面談の際のやり取りの否認といい、公正取引委員会は、嘘が多い。資源エネルギー庁に対して、速やかに出頭命令書を送って欲しい。「公正取引委員会の審査に関する規則」には、第9条に下記のような定めがある。

(審査官の行う処分)

第九条 審査官は、法第四十七条第二項の規定に基づいて同条第一項に規定する処分をする場合は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる文書を送達して、これを行わなければならない。

一事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋する場合 出頭命令書

2. 原告は事業者であるかどうか

現在、原告は、有限会社パテント エコネットの代表取締役をしている。この裁判の原告は、会社名ではなく、個人でしているが、それは、個人的な活動のウエイトが高いからであって、100%が個人の活動を意味するものではない。もう一つの訴訟である「平成20年行ウ403号 原子力発電所及び関連施設の新設撤廃等請求事件」における準備書面(1)の7,8,9頁においても、法人での活動を具体的に示している。2件の裁判の共通性を持たせ

るために、個人名にしかただけである。このように、具体的に活動を示しているにも拘わらず、「事業活動に係るものではない」とすることは、科学から脱しているため、原告にはまるで理解できない。資源エネルギー庁の政策が、原告の再生可能エネルギー事業を著しく妨害しているために、「政策調整して欲しい」とずっと主張してきたのである。また、今回の被告の主張で再確認しておきたいことがあるが、被告は、「公正取引委員会が原告の個人的利益を保護するために政策調整義務を負うものではない」と主張している。しかし、原告は、前回の準備書面（１）で、「個人的な問題であると同時に、狭くもなく、より広い公益上の問題でもある」と述べている。「公益上の問題である」という重要なポイントが、今回の被告の反論では、無視されているかのような印象である。「公益上の問題である」という認識は、そもそも最初は、被告が答弁書で、「原告が求める政策調整は、原告の個人的利益を保護するためのものではなく、公益上の見地に立って行われるものである」と主張してきたのだから、「公益上の問題である」ことは、被告と原告の共通の認識である。さらに、今回のやり取りでは、「個人的利益を保護するため」の訴訟であることも一致したわけである。

３．回答義務について

「具体的請求権」については、もし、原告の申請が、公正取引委員会のやるべきことに該当しないのであれば、被告の言う通り、「具体的請求権」はない。しかし、「公務所」が「調査のための強制権限」の対象である限り、「政策調整」は、本来やらなければならないことに該当してくる。確かに、45条1項のみを対象として、「具体的請求権」はない。しかし、2項まで含めれば、「公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならない」という文体なのだから、強い義務と命令が生じている。よって、1項2項の両方が揃えば、「具体的請求権」は、申請者の言い分が理にかなってさえいれば、付与されると考えるべきである。そうでなければ、公的機関は、自らの身勝手な判断で職務が行えることになる。公的機関は、常に事実や真実だけに基づいた行動をしなければならない立場である。好き嫌いで仕事をしてはならない。なお、これまで原告は、再三に渡り、「政策調整」しないのであれば、その理由を示して欲しいと言ってきた。今回、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」を読み直したことをきっかけに、「行政手続法」を読んだが、下記の条文があった。

(理由の提示)

第八条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分を理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

甲第2号証「通知書」及び甲第4号証「申請の処理に係る申し出について(回答)」を見ても、措置を採らない理由が示されていない。甲第2号証には、「独占禁止法に違反する行為は認められず」と示されているものの、それは理由ではない。申請者が理解できるものでなければ、理由を説明したことにはなりえないのである。何故、「独占禁止法に違反する行為は認められず」とできるのか、申請の内容そのものに基づいた理由を示して欲しい。「公務所」は、公正取引委員会が「調査」するべき対象であり、原告は「事業活動」に基づいた結論を出している。それは、「個人的利益を保護するため」の申請であると同時に、「公益上の問題」でもある。以上のことにより、周辺の問題は解決した。後は、原告の申請の内容そのものの問題だけが残る。

4. 結論

思うに、原告の申請に対して、被告が却下する理由を内容そのものを通じて説明できないのは、結局、「調査」しなければ結論を導き出せないからではないのかと推測できる。そうであれば、やはり「行政庁の不作为」はあったのである。そうでないと反論するなら、次回、内容そのものに基づいて理由を説明して欲しい。